「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案に関する
緊急要望」について（全国知事会）

本会は、３月１７日（水）、政府が今国会に提出した「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案」に対し、住宅本体の建築費が対象とされていないなどを含め、住宅再建支援制度等の充実を図るため、早期に総合的な検討を加え、制度の見直しを行うなどの必要な措置を講ずるよう、本改正法律案に附則又は附帯決議を付されるよう緊急要望を行いました。

本会を代表して、石川嘉延地震対策特別委員会委員長（静岡県知事）はじめ、宮崎高知県危機管理担当理事等が、内閣府防災担当大臣、総務大臣、衆・参議院災害対策特別委員会委員長、自然災害から国民を守る国会議員の会役員、自由民主党三役及び国会対策委員長等の関係先に要請活動を行いました。

要望内容は、次のとおりです。

被災者生活再建支援法の一部を改正する
法律案に関する緊急要望

自然災害に係る居住安定支援制度の創設を含む被災者生活再建支援制度の拡充については、平成 16 年度予算案及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案が今通常国会に提出されたところであり、このことは、全国知事会が長年にわたり要望してきた、被災者に対する住宅再建支援制度の創設に向けての前進と考えられるところである。

一方、住宅本体の建築費が支援対象とされていないなど、本会が実現を期待する支援制度とは、その内容に差異があるものとなっている。

ついては、住宅再建支援制度等の充実を図るため、できるだけ早い時期に、総合的な検討を加え、制度の見直しを行うなどの必要な措置を講ずることとすべきである。

この趣旨を明らかにするため、本改正法律案に附則又は附帯決議を付されるよう強く要望する。

平成１６年3月１７日

全　国　知　事　会